

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第45号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="236 1912 817 2027"><tr><td data-bbox="236 1912 529 2027"><u>児童相談所等における乳児又は幼児</u></td><td data-bbox="529 1912 817 2027"><u>利用乳幼児に対する利用開始時</u></td></tr></table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時</u>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時</u>		

<u>(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>の健康診断</u>	
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
3 及び 4 (略)		3 及び 4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)